

に期待したい。

Dは中心部に道路、その北に区画溝があるが、官衙的な施設はほとんど確認されていない。道路の南には、竪穴建物群が分布し、 6×3 間のものを含む掘立柱建物群はBとの間のやや低い場所に造られている。

以上のことから、Cについては推定の部分が大きい。7世紀後半～8世紀代の官衙施設はA～Cに認められる。道路は微地形に関わらず、西別府祭祀遺跡の方向へと延びている。西別府祭祀遺跡の性格については、現在のところ明らかではないが、深谷市榛沢郡家正倉跡（中宿遺跡）と運河跡とされる滝下遺跡の関係を参考にすると、それと同じような景観にあることから、祭祀の場であったと同時に、河川交通の拠点であった可能性が考えられる。幡羅遺跡の中央を斜めに走る道路は、北東部においては明瞭でないが、西別府祭祀遺跡の方向へと延びており、河川交通と陸上交通の拠点となる可能性もある。幡羅郡家の各施設の配置は、この周囲に正倉、館、曹司、（郡庁）、寺院が配置されている。西別府祭祀遺跡はそれらの中心に位置していることから、交通の拠点を中心に据え、施設を配置していった状況が窺える。その際、施設の機能ごとに、ある程度近くにまとめて配置していることが考えられる。そして、各施設の配置は、必ずしも標高にはよらず、周囲より比較的高く安定した平坦部を重要視しているとみられる。谷状の落ち込みは、施設を隔てる境界の目安となっている可能性がある。

Bにおいては、北西部に道路が走り、遺構群は全て東に寄っている。当初から道路が北西部を占めていたようにも見えるが、道路が建設されるのは竪穴建物跡との切り合いから7世紀末頃、Bにおける建物群の中心にある館とされる施設の出現は、隣接する廃棄土坑の出土遺物から、それより若干早い7世紀後半に建設されたと考えられる。この理由として、①7世紀後半にも遺構として確認されていない道路が同じ位置にあった、②7世紀後半の中心的な施設を微高地の東側に寄せる構造的な理由があった、の2つが考えられる。今後の課題としたい。

各施設は道路を中心に北西に正倉、南東に実務官衙施設が建設される。大部分は7世紀末頃に建設されるものであり、館とされる施設の主殿である四面庇建物もこの頃に建てられる。遺跡の中心に道路が走ることから、造営には道路が優先されたと思われる。しかし、各施設の主軸方位は、ごく一部を除いて道路とは異なる。しかも、正倉域と実務官衙施設とは、主軸方位も大きく異なっている。この理由には地形が考えられる。A・Bに造られるそれぞれの施設の主軸方位をみると、Aは $N-60^{\circ}-W$ 前後、Bは $N-35 \sim 50^{\circ}-W$ 前後である。また、Dは区画溝や竪穴建物の主軸方位が、道路とほぼ同じ $N-20^{\circ}-W$ 前後である。それぞれの微高地ごとに主軸方位にはまとまりが認められ、地形的な条件が施設の造営に大きく関係していることを示す。

最後に、幡羅遺跡にみられる郡家の造営計画についてまとめると、以下の通りになる。

- ①交通の拠点を中心に据え、施設を配置している可能性が考えられる。
- ②施設の機能ごとに、近くにまとめて配置している。
- ③施設を配置する場所の選定には、周囲より比較的高く、安定した平坦地を重視している。
- ④造営には道路を優先しているが、その他の施設の主軸方位は、道路にはほとんど影響されない。
- ⑤施設の主軸方位は、地形的な条件が大きく影響している。

3 長舎構造施設について

第32次調査区で確認された側柱式掘立柱建物跡は長舎構造をとり、最初の段階では2棟がL字に配置されている。南北棟の第72号建物跡（ 7×2 間）と第69号建物跡（ 13×1 間）である。次の段階の第70号建物跡は 8×2 間、その次の段階の第71号建物跡は 4×2 間と縮小していくが、施設自体は維持されていくものと考えられる。建物跡に伴う出土遺物がほとんど無いため、それぞれの時期は特定できないが、9世紀中頃に

は実務官衙域における遺構の主軸方位が大きく変化することから、8世紀代を中心とするものとみられる。その性格を考える上で、少なくとも施設の成立当初、恐らく郡庁を除いて最大級の平面規模が注目される。郡庁以外の建物で、それに匹敵するような長舎構造をもつ側柱式掘立柱建物が存在する例は、郡家或いは関連遺跡で確認されている。同時期である8世紀代のものについて、それらの幾つかを類例として挙げ、幡羅遺跡の例について検討をしたい。

まず、正倉院内部の長舎建物の例として、下高橋上野遺跡、下寺尾西方A遺跡を挙げたい。

下高橋上野遺跡は筑後国御原郡の正倉院と考えられる（赤川1999他）。総柱式建物に並んで、10×3間、9間以上×3間の建物が存在する（第43図）。掘方の規模は大きく、また柱筋の通りは良く、推定される柱の直径は約30cmを測る。

下寺尾西方A遺跡は相模国高座郡家と考えられる（村上他2003）。12間以上×2間の建物が1棟、総柱式建物列の南に配置される（第43図）。正倉群の一部に当たると思われるが、他の建物に比べて柱の掘方がやや小さいものもあり一部不揃いで、深さも浅く柱筋の通りが良くない。推定される柱の直径は15～20cm程度である。

次に、郡家の正倉院以外と考えられる例から、上原遺跡群、宮尾遺跡、古志本郷遺跡を挙げたい。

上原遺跡群は因幡国気多郡家と考えられる（山中他2006他）。その中の上原遺跡中央部の官衙ブロックでは、8世紀代と考えられるA1～A3期にかけて、桁行7～5間、梁行3間の長舎が各期とも4棟、L字に並ぶ（第43図）。建物は全体として、柱の掘方形状が不整形なものが多く、柱間は統一性がなく、梁行方向の相対向する柱筋の通りが悪い建物が少なくない。こうした特徴は、「これらの建物が宮城や国府などの典型的な官衙建築とは異なった設計や建築技術によって造営されたことを示している。また、大規模で統率された労働力編成を伴う土木造営方式とはやや異なった造営方式が採用されていた実態も示している。」（山中

他2006）としている。施設の性格としては、実務的曹司か、稲以外の物資収納施設が推定されている。

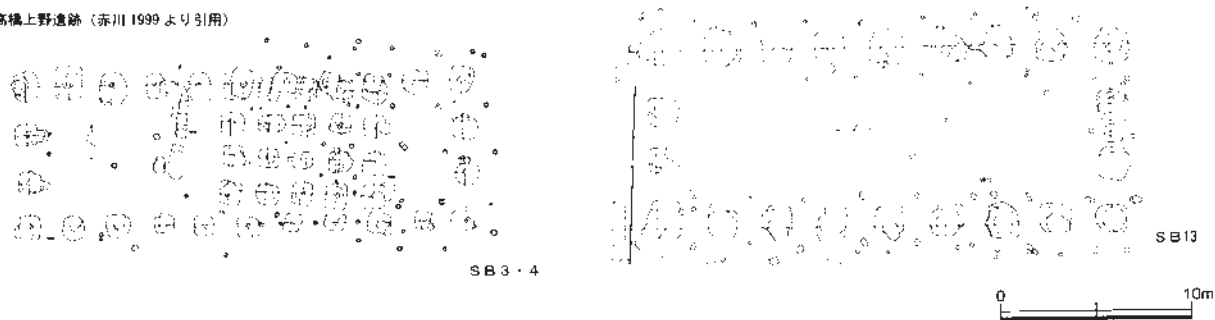
宮尾遺跡は美作国久米郡家と考えられる（橋本他1973他）。郡庁の西方に12×2間の建物が1棟存在する（第44図）。掘方規模は大きく、図面から推定される柱の直径は30cm前後である。平面形態はやや歪んでいる。

古志本郷遺跡は出雲国神門郡家跡の可能性が考えられる（松尾2003）。前段階に郡庁があった場所に溝・柵列による方形区画が造られ、その北西に8～9間×2間の建物が4棟確認されている（第44図）。1棟を除き、掘方が不揃い、柱筋の通りが良くない等の特徴が認められる。

郡家以外にも長大な建物が存在する場合がある。築道下遺跡は武蔵国埼玉郡にあり、忍川と元荒川の合流点付近に位置する。水運に関連した施設、或いは周辺の集落の可能性が考えられる（栗岡2002）。長舎建物は10間以上×2間で、溝持ちの建物である（第45図）。建て替えも想定されている。柱掘方規模にはややばらつきがあり、妻側の柱筋が揃わず、梁の対向する柱穴の位置にずれが認められる。推定される柱の直径は20cm程度である。他の建物群と、L字に配置されている。

次に以上の点をまとめたい。まず、長舎には、規格性の高いものと低いものの2種がある。規格性の低いものは、掘方が不揃いであったり、柱筋の通りが良くない等の特徴を持ち、そうしたものは比較的多く存在する。両者の違いは、「典型的な官衙建築とは異なった設計や建築技術によって造営された」（山中他2006）ことを示しているのであろうか。また、そうした構造の違いが、建物の性格を反映する可能性がある。特に規格性の低い長舎に一律の評価を与えることはできないであろう。しかし、下寺尾西方A遺跡では、正倉院内部にも規格性の低い長舎があり、収納施設という可能性を示唆する。また、正倉院という施設の性格が明確なまとまりの中にも、異なる設計や建築技術が用いられているものが共存していることは注目される。

下高橋上野遺跡（赤川 1999 より引用）



下寺尾西方A遺跡（村上他 2003 より引用）

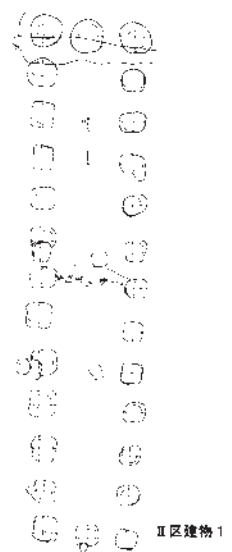
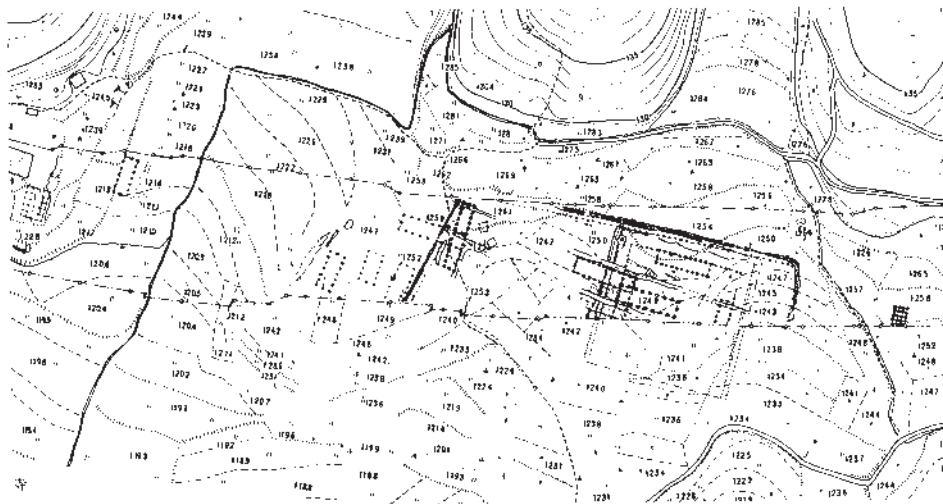


上原遺跡中央部（山中他 2006 より引用）

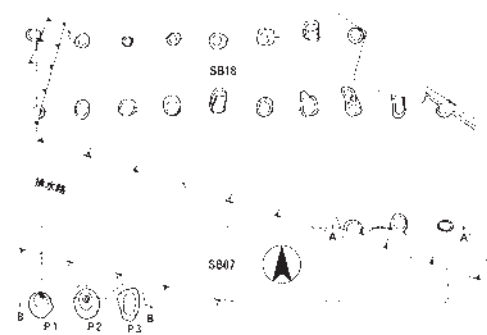
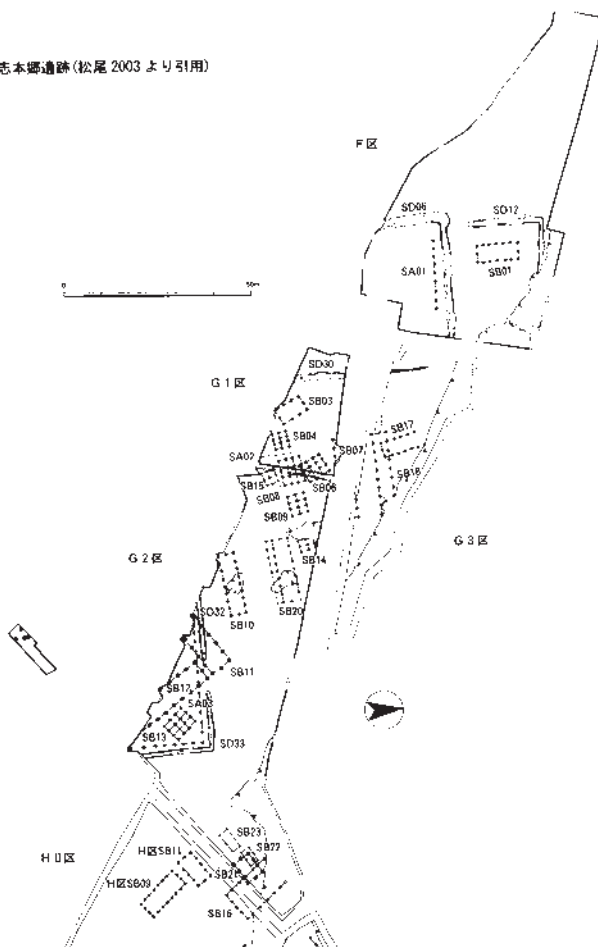


第43図 長舎集成図（1）

宮尾遺跡 (標本他 1973 より引用)

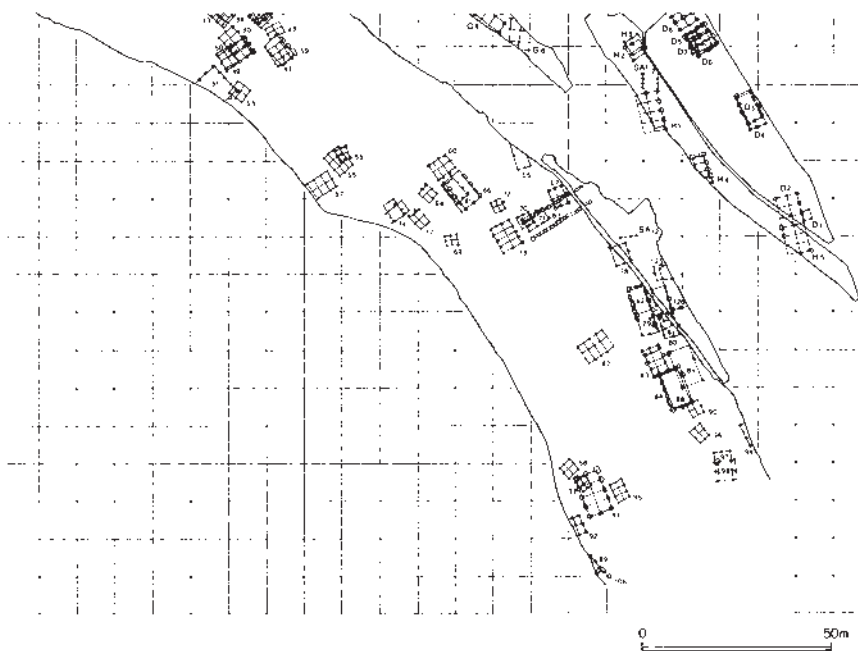


古志本郷遺跡 (松尾 2003 より引用)

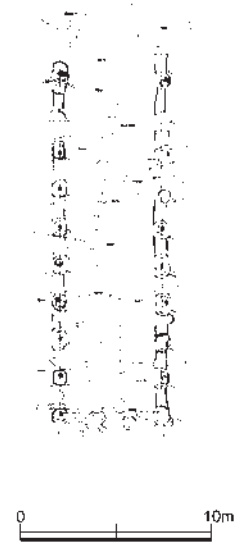


第44図 長舎集成図 (2)

築道下遺跡（懸持 2000、山本 2000 より引用）



第 63 号掘立柱建物跡



第45図 長舎集成図（3）

建物の配置は、単独で存在する場合と、他の建物と共に建物ブロックを形成する場合がある。建物ブロックを形成する場合、平行に並ぶものとL字に並ぶものがある。幡羅遺跡第32次調査区と同様、上原遺跡中央部ではL字に並んでおり、上原遺跡については、実務的曹司か稲以外の物資収納施設が推定されている。他に同様の例には築道下遺跡があり、河川交通の要衝に位置すると考えられる。幡羅遺跡第32次調査区の施設もまた、河川交通と陸上交通の交点に位置していると思われ、その立地には共通点がある。幡羅遺跡と築道下遺跡のものは物流に関わる施設と考えられ、その長舎は収納施設である可能性が高い。上原遺跡も含めこれら3例の建物については、規格性がやや低く、建物の性格を考える上で示唆的である。ここでは、長舎の中で特に規格性が低いものの中には、物流の拠点に置かれた収納施設があり、他の建物と共にL字形に並ぶものもみられる点を指摘したい。

なお上原遺跡では、A 4期になるとそれまでの構造が失われる。このことは、「官衙ブロックの機能や性

格の変質、あるいは曹司の役割の低下を示唆」（山中等2006）している。幡羅遺跡では、時期を経るごとに施設の規模は縮小していく状況があり、上原遺跡と類似した変化を認めることができる。幡羅遺跡では、9世紀前半～中葉に郡家の構造を大きく変化させるが、それ以前にも、刻々と構造を変化させているものと思われる。その要因については、社会情勢の変化等もあるだろう。今後、集落の変遷と併せて考えていく必要がある。

4 おわりに

今回は、遺跡の北東部について報告した。ここで確認された中で特に重要な遺構は、第32次調査区の建物群である。その性格については前述の通りであるが、西別府祭祀遺跡とそれに隣接する台地と低地を結ぶ切り通しが近接しており、景観的にも重要な地点である。今後、低地部分の状況が明らかとなれば、この地点の評価はより具体的になってくるとと思われる。